

## 申告会場・日程表

### 会場と受付時間

会場	受付時間
社福祉センター(2階) レクリエーション室	9:00～16:00
滝野文化会館(2階)研修室	9:30～16:00
東条庁舎(2階)204会議室	9:30～16:00

正午から13:00までは申告書整理事務のため受け付けは中断します。ご協力をお願いします。

### 日程

月日	会場	社福祉センター	滝野文化会館	東条庁舎
18日(月)	市内全域	-	-	-
19日(火)	"	市内全域( )	-	-
20日(水)	"	"	-	-
21日(木)	"	"	-	-
22日(金)	"	市内全域	-	-
24日(日)	"	-	-	-
25日(月)	"	市内全域	-	-
26日(火)	"	-	-	-
27日(水)	"	-	-	-
28日(木)	"	-	-	市内全域( )
29日(金)	"	-	-	"
3日(月)	"	-	-	"
4日(火)	"	-	-	市内全域
5日(水)	"	-	-	"
6日(木)	"	-	-	-
7日(金)	"	-	-	-
10日(月)	"	-	-	-
11日(火)	"	-	-	-
12日(水)	"	-	-	-
13日(木)	"	-	-	-
14日(金)	"	-	-	-
17日(月)	"	-	-	-

申告期間中の火曜日に開設している会場では、17:30から19:00までの夜間についても申告相談を行います。

2月24日(日)は、社福祉センター会場に限り申告相談を行います。(受付9:00～16:00)

(火曜日の夜間と日曜日については、社税務署は業務を行いませんので、ご注意ください。)

印の日(2月19日(火)～21日(木)の滝野文化会館・2月28日(木)～3月3日(月)の東条庁舎)は社税務署との共同申告相談日です。

### 市の会場での相談内容

市の会場では、主に給与所得者および年金等受給者による申告のほか、白色申告(概ね事業等所得300万円未満のもの)および住民税申告が対象となり、それ以外の高額な事業所得または譲渡所得関係については、社税務署で行っていただきますようお願いいたします。

### 税務署が主管する無料申告相談

日時・場所 2月21日(木) 9:30～16:00  
加東市商工会館本所  
2月25日(月) 9:30～16:00  
社納税協会

指導は税理士が行いますのでお気軽にご利用ください。  
問い合わせ 社税務署 ☎42-0223

# 所得税・住民税の

平成19年分の所得税確定申告と、

## 都合の良い日に、 都合の良い会場で

市民のみなさまの利便性を考慮し、昨年と同様に社福祉センター、滝野文化会館および東条庁舎の3か所に申告相談会場を設けます。滝野文化会館会場と東条庁舎会場については、期間を限定していますので、左の日程表で確認のうえ相談にお越しください。

相談の受け付けについては、区域にかかわらず、どこの会場であってもすべての市民の方の申告相談を受け付けます。地区指定は行っていませんので、都合の良い日、都合の良い会場で申告を行ってください。

## 今回の申告から適用される主な改正点

### 【所得税関係】

平成19年分から適用される主な改正事項

所得税の税率構造が5%～40%の6段階に改められました。

定率減税(所得税額の10%相当額、限度額125,000円)が廃止されました。

地震保険料控除が創設されました。

### 【個人住民税関係】

平成20年度分から適用される主な改正事項

住宅ローン控除の調整(減税)措置が設けられます。

年度間の所得変動に係る減額(還付)経過措置が設けられます。

高齢者非課税措置廃止の経過措置がなくなります。

## 介護保険の認定と障害者控除の適用

身体障害者および療育手帳の交付を受けていない方でも、介護保険法に規定する要介護認定を受けている65歳以上の方は、市(介護保険課)において障害者に準ずる認定を受けた場合は、所得税法上の障害者控除対象となります。

詳しくは、介護保険課までお問い合わせください。

「障害者」に準じる方

・・・要介護1～3で重度の認知症がある方

「特別障害者」に準じる方

・・・要介護4～5で継続的に寝たきり状態にある方、または重度の認知症がある方

問い合わせ

保健介護部介護保険課(東条庁舎) ☎47-1301

# 申告は2月18日(月)から3月17日(月)まで

平成20年度の住民税の申告受付を行います。期限内に正しく申告しましょう!

## 申告は期限内に

所得税の課税対象は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じたすべての所得で、その年中の所得について確定した金額を計算し、その所得金額に対する税額を算出して、翌年に確定申告をすることになっています。

確定申告は、その確定所得金額について計算した税金の額を、源泉徴収された税金または予定納税で納めた税金の総額と比べて精算するためのものですので、期限内に正しく申告してください。

問い合わせ

総務部税務課(社庁舎) ☎43-0397・43-0398

## 申告に必要なもの

申告者の印鑑(認印)  
給与所得者および年金受給者は、源泉徴収票(原本) 営業、農業所得等の事業所得または不動産所得の場合は、年間の収支内訳書  
諸控除(国民年金・生命保険・地震保険など)の証明書  
住宅借入金等特別控除を受ける場合  
・住民票  
・家屋の登記簿謄本  
・取得価格のわかる契約書の写し  
・借入金年末残高証明書等  
還付申告の場合は、本人名義の振込先の預貯金通帳

## 確定申告が必要な方

自営業、農業などの事業から収入がある方  
<建築労務、日雇い労務に従事された方も含む。>  
土地、建物などの貸し付けによる不動産所得がある方  
土地、建物などの譲渡による所得がある方  
生命保険の一時金および損害保険などの満期返戻金の所得がある方  
年金受給者で年金収入から税金を納めている方

サラリーマン(給与所得者)で、確定申告が必要な方

給与収入が2,000万円を超える方または2か所以上から給与を受けている方

給与以外の他の所得が20万円を超える方  
平成19年中に退職し、年末調整を受けなかった方

## 住民税申告が必要な方

所得金額の合計額が所得控除額の合計額を超えない場合(所得税がかからない方)は、確定申告は不要ですが、住民税申告を行う必要があります。

また、収入、所得のない方でも、国民健康保険に加入されている方は住民税申告を行ってください。(国民健康保険税の軽減措置の適用があります。)

所得税の確定申告をされた方は、同時に住民税申告を行ったことになります。

## 自書申告に協力を

医療費控除の申告の場合は、事前に領収書を氏名ごとに整理し、支払額の合計までの算出をお願いします。----->医療費控除の計算方法  
営業、農業所得その他収支計算が必要な申告では、事前に収入と支出の項目ごとに関係書類を整理し、収支の内訳までの算出をお願いします。(農業所得については、昨年から水稲所得標準制度は廃止されています。)

～会場の混雑を避けスムーズに申告が行えるように、  
みなさまのご協力をお願いいたします～

### 医療費控除の計算方法

平成19年中に支払った医療費・保険等で補てんされる金額=負担した医療費・(A)  
10万円または所得金額の合計額の5%のいずれか少ない額……………(B)  
(A)-(B)=医療費控除額(最高200万円)

所得税、住民税のかからない方は、この控除を申告しても税金は戻りません。

e-Taxで確定申告を! ・・・作成は、自宅のパソコンで・・・

確定申告書の作成から電子申告まで、簡単便利な国税庁ホームページ(http://www.nta.go.jp)の「確定申告書作成コーナー」で、国税電子申告・納税システム(e-Tax)を利用して確定申告を行うと最高5,000円の税額控除(1回限り)を受けることができ、源泉徴収票などの提出を省略することができます。また、電子申告(e-Tax)以外にも、必要項目を入力することにより確定申告書が作成でき、お手持ちのプリンタで申告書を印刷してそのまま郵送などにより提出できるコーナーもありますので、ご利用ください。

